労働者派遣法の抜本改正に向けた自治体への要請趣旨

岡山県労働組合会議 議長 花田 雅行

働く者の命と健康、住民のくらしを守るためにご奮闘いただいていることに敬意を表し ます。さて、鳩山政権が誕生して4ヵ月が経過しましたが、いまだ景気回復の兆しさえ見 えません。それどころか、有効求人倍率は 0.55 倍(岡山県 10 月) と長期にわたり雇用が 低迷しています。また、雇用の不安定さは加速しており、政府の統計によりましても労働 者人口の 3 分の 1 が非正規雇用 (09 年 33.4%) であり、 その数は 1699 万人 (09 年) です。 また、08 年 10 月以降に雇止めされた人は 24 万人とされています。もともと、日本の雇用 環境は「終身雇用、年功序列賃金」がながらく中心でした。世帯主は終身雇用の正社員で 働き、配偶者は世帯の補助的収入を得るためパートで働くという就業構造でした。その構 造は、90 年代初めのバブル経済の崩壊で大きく変わりました。大企業や財界は国際競争力 を増すことを理由に労働法制の規制緩和を政府に迫り、いつでも労働力を調整できるよう 労働者派遣法が 1999 年、2003 年と立て続けに改悪(原則自由化) されました。その結果、 非正規労働者は急増し、雇用の調整弁として扱われるようになりました。「若者の就職先が ない」「一度解雇されると、非正規の雇用しかない」など、労働者は雇用不安にさらされ、 低賃金で働くことに抵抗さえしなくなりました。賃金は上がらず、労働者はやむなく生活 の防衛の手段として消費を控えて我慢してきましたが、社会保障制度の改悪や税金の減免 制度の廃止などでますます生活は脅かされ、働く者の非消費支出は20%にも及んでいます。 今、日本はかってないほどのデフレスパイラルに入っています。このままでは地域経済の 落ち込みはおろか、貧困と格差の広がりによって、相対的貧困率(2007 年 15.7%)が悪化 することは誰に目にも明らかです。鳩山政権になってから労働者派遣法の改正に向けて労 働政策審議会の議論が続いています。その中身を見てみると、使用者側の代表は今日の経 済不況を招いた責任も自覚もないまま「派遣法を規制すると雇用情勢が悪化する。労働者 派遣法の抜本改正は職業選択の自由を奪い、憲法に違反だ」などと、企業の社会的責任を 放棄したなりふり構わない議論を今も続けています。このような言い分は絶対に許される ものではありません。この 10 年間に大企業は新たに 200 兆円もの内部留保を新たにため込 んでいます。このことは、彼らの言い分が如何に根拠のない、儲け本位の議論であること を物語っています。働くルールを確立して安心して働ける社会にしていくことこそ求めら れているのではないでしょうか。一昨年、戦後初の派遣村が東京の日比谷に開設されまし た。この運動はその後も全国に波及して今では全国いたるところで、派遣村が誕生しまし た。私たちは岡山でも昨年 2 月にリストラ生活支援センターを立ち上げ、常設の支援セン ターを岡山市と倉敷市に設立して活動してまいりました。昨年から今年にかけて、東京の 公設派遣村が一昨年を上回る 800 人を受け入れたことに見られるように、岡山市や倉敷市

で緊急に開設した私たちの年越し派遣村では240人が入村し、44件の相談を受け付けました。その内18人が岡山市や倉敷市の用意した宿泊施設に入所しました。また、岡山市は6名の生活保護申請を受け付けるなど、私たちは、年末年始の極寒の路上で過ごされた方々の命を支えることができたことに一安心しています。このように深刻な雇用破壊はすでに東京だけの問題ではなくなり、地方でも深刻な問題として影を落としています。県労会議は深刻な経済状況と雇用不安をなくしていくためには、労働者派遣法の抜本改正が必要と考えています。貴職におかれましても十分なご審議を経て、以上の趣旨から地方自治法99条にもとづいて、政府と関係機関に対し意見書を提出いただくよう陳情(請願)する準備をしていますの、よろしくお願いします。

陳情(請願)項目

- 1. 労働者派遣法の改正にあたっては「臨時・一時的な業務に限定し、常用雇用の代替えにしてはならない」という原則に立ち返って、早急に抜本改正を行うこと。
- 2. 期間制限違反や特定業務違反など違法派遣・偽装請負については、現状においても派遣先企業に直接常用雇用を強く指導するなど、違法状態を根絶する対策と雇用を守る措置を行うこと。
- 3. 有期労働契約への規制を強め、常用雇用を基本とした良質で安定した雇用を実現する対策を進めること。

以上